

発議第5号

香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の
設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び香芝市議会委員会条例（平成4年3月25日条例第14号）第5条第1項の規定により、香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を設置する。

令和3年4月13日提出

提出者

香芝市議会議員

芦 高 清 友

賛成者

香芝市議会議員

河 杉 博 之

小 西 高 吉

中 山 武 彦

川 田 裕

下 村 佳 史

上田井 良 二

中 谷 一 輝

木 下 充 啓

清 川 希代子

香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の設置について

香芝市議会委員会条例第5条第1項の規定により、香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策に関する調査を行うため、次のとおり特別委員会を設置する。

1. 名 称 香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会
2. 委員の定数 6人
3. 設置の根拠 香芝市議会委員会条例第5条第1項の規定に基づくものである。
4. 調査事項 (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること
(2) その他
5. 調査期限 香芝市議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会は、調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

令和3年 4月 13日